

令和7年度 給与支払報告書の作成時の注意点

提出期限 令和7年1月31日(金)

〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地
 多治見市役所 駅北庁舎 税務課市民税グループ
 TEL(0572)22-1111(代) (内線2263・2264・2265)

- ① 住所・氏名・マイナンバー(個人番号)
- 令和7年1月1日現在の住所を番地まで、またアパートなどの場合にはその名称、部屋番号などを確認の上、記入してください。中途退職者については、退職時の住所を記入してください。
 - マイナンバーも必ず記入してください。
 - 令和7年1月1日現在の住民票上の氏名を記入してください。フリガナも必ず「カタカナ」にて記入してください。
 - 生年月日も必ず記入してください。

- ② 給与所得控除後の金額(調整控除後)
- 給与収入から計算した給与所得控除後の金額を記入してください。なお、「所得金額調整控除額」(F欄)の適用がある場合には、給与所得控除後の金額から所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。

- ③ 非居住者である親族の数
- 非居住者である親族の方を扶養している場合は、その人数を記入してください。
 - また、該当の方の氏名欄の「区分」に「01」～「04」と記入してください。

区分01	30歳未満または70歳以上の非居住者
区分02	30歳以上70歳未満の非居住者で留学生
区分03	30歳以上70歳未満の非居住者で障害者
区分04	30歳以上70歳未満の非居住者で38万円以上の送金

- ④ 摘要
- 【普通徴収の場合】
 その理由記号(普通徴収仕切り紙に記載のa~dのいずれか)を記入し、徴収区分ごとに仕切り紙等で分けてご提出ください。
- 【前職分の給与を通算した上で年末調整した場合】
 前職分の給与額、社会保険料の金額、源泉徴収税額、支払者の名称・所在地、退職年月日を記入してください(この記載がない場合、前職分の給与を合算することがあるのでご注意ください)。
- 【租税条約を適用する場合】
 「租税条約」と記入してください。
定額減税に係る所得税の減税控除済額と控除外額を必ず記入してください。

- 補足事項
- 総括表を添えてご提出ください。
 - 専従者に給与を払っている場合も、専従者の「給与支払報告書」を必ずご提出ください。
 - 必ず「令和7年度」の様式を使用してください。
 - 詳しくは、「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」や「令和6年分 年末調整のしかた」をご参照ください。
 - 給与支払報告書は同封しておりません。お近くの税務署または市役所などで入手願います。

⑦ 給与支払報告書(個人別明細書)

※		※種別	※整理番号	※
支払を受ける者	住所	※区分		(受給者番号)
		(個人番号)		(A)-②
		(役職名)		
		氏名(フリガナ)		(A)-③
種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
	内千円 円	(B) 千円 円	千円 円内 千円 円	
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数
有 従有	千円 円	特定 人 従人	老人 人 従人	その他 人 従人
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
内千円 円	千円 円	千円 円	千円 円	千円 円
(摘要)				
(D) 源泉徴収時所得税減税控除済額 円、控除外額 円				
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	円	旧生命保険料の金額	円
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	円	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	円
(フリガナ)	氏名	区分	配偶者の合計所得	円
(フリガナ)	氏名	区分	国民年金保険料等の金額	円
(フリガナ)	氏名	区分	旧長期損害保険料の金額	円
(フリガナ)	氏名	区分	基礎控除の額	(E) 円
(フリガナ)	氏名	区分	所得金額調整控除額	(F) 円
1	(フリガナ) 氏名	区分	6人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
2	(フリガナ) 氏名	区分		
3	(フリガナ) 氏名	区分	6人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	
4	(フリガナ) 氏名	区分		
未成年者	外国人	死亡退職者	災害者	乙欄
	本人が障害者	その他	ひとり親	勤労学生
	中途就・退職	受給者生年月日	就職	退職
	年 月 日	元号 年 月 日		
		(A)-④		
支払者	個人番号又は法人番号	(右語で記載してください。)		
	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は名称	(電話)		

- ⑤ 基礎控除の額
- 「給与所得者の基礎控除申告書」に基づき求められた基礎控除の額を記載してください(このうち、基礎控除の額が48万円の場合は、E欄への記載は不要です)。
- 「所得控除の額の合計額」欄には、基礎控除を含めて計算した金額を記載する必要がありますのでご注意ください(特に、基礎控除の額が空欄(記載不要)となっている場合の算入漏れにご注意ください)。

給与所得者の基礎控除申告書		記載方法
合計所得金額の見積額	基礎控除の額	
2,400万円以下	48万円	記載不要
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000
2,500万円超	なし	0

- ⑥ 所得金額調整控除額
- 給与収入が850万円を超える方で、本人が特別障害者に該当する方や年齢23歳未満の扶養親族を有する方等、一定の要件を満たす場合は、所得金額調整控除が適用されます。
- 「所得金額調整控除額」(F欄)に、算出された所得金額調整控除額を記載してください。また、必要に応じて「(摘要)」欄に記載していただく事項があります。
- ※所得金額調整控除額は、所得控除ではありません。所得金額調整控除額の金額は「所得控除の額の合計額」に含めないでください。

- ⑦ 住宅借入金等特別控除区分
- 住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率と、適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分に応じて記入してください(特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合を除く)。
- 例：消費税率10%の特別特定取得で認定長期優良住宅に該当・・・認(特特)
 消費税率8%の特定取得で一般的な住宅借入金等特別控除に該当・・・住(特)

- ⑧ ひとり親・寡婦
- 《ひとり親控除(控除額35万円)の要件》
- 合計所得金額が500万円以下であること
 - 婚姻歴や性別に関係なく、単身者で生計同一の子(総所得金額等が48万円以下)を有する者
- 《寡婦控除(控除額27万円)の要件》
- 合計所得金額が500万円以下であること
 - 夫と死別しその後婚姻をしていない者、もしくは夫と離別しその後婚姻をしていない者で扶養親族を有する者